

第4号様式

簡易公募型総合評価落札方式（簡易型・単体または共同企業体発注）

入札説明書

沖縄県土木建築部公告土建第409号（令和6年6月18日）の「令和6年度沖縄県盛土規制法に基づく基礎調査業務委託（規制区域指定）」に係る入札等については、関係法令、条例、規則及び要領に定めるもののほか、この入札参加説明書によるものとする。

1 業務概要

(1) 業務名

令和6年度沖縄県盛土規制法に基づく基礎調査業務委託（規制区域指定）

(2) 履行場所 沖縄県内全域（那覇市の区域を除く）

(3) 業務の目的

本業務は、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」）第4条に規定する基礎調査を実施し、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域（以下、「規制区域」という。）の候補区域を設定し、調査結果及び設定根拠を報告書にとりまとめ、整理することを目的とする業務である。

(4) 業務内容

- ア 計画準備・業務計画書の作成
- イ 資料収集・整理
- ウ 規制区域の候補となる区域の抽出
- エ 現地調査及び現場調査支援
- オ 規制区域の候補となる区域図等の作成
- カ 関係市町等への意見照会
- キ 総合検討・報告書作成
- ク 打合せ協議

(5) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月25日まで

(6) 成果品

成果品は以下のとおりとする。

- ア 報告書（紙、ドッジファイル形式）2部
- イ 報告書原稿データファイル（MicrosoftOffice（docx形式を基本））一式
- ウ 規制区域の候補となる区域図A3版（縮尺1/30,000程度、市町村毎）一式
- エ GISデータ（Shapeファイル形式：システム※搭載形式）一式
- オ 業務に係る収集データ等のデータファイル一式
- カ その他、発注者が指示するもの

(7) 業務の実施形態

イ 再委託の禁止

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

ウ 主たる部分

本業務における「主たる部分」は土木設計業務等共通仕様書第1128条第1項に示すとおりとする。

(8) 本業務は、若手技術者の育成を目的として、若手管理技術者を補助する管理補助技術者を配置することができる。管理補助技術者の配置は参加希望者の判断によるものとし、配置する場合は、管理技術者に代わり管理補助技術者の実績等を審査・評価する。管理補助技術者の資格要件は、管理技術者と同じとする。なお、管理補助技術者を配置した場合でも、予定管理技術者の要件は緩和されず、予定管理技術者の様式提出が必須である。

(9) 本業務は、若手技術者の育成を目的として、管理技術者に若手技術者（40歳以下）を配置する場合に評価を行う。

(10) 本業務は、確実な履行の確保を厳格に評価するため、評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

2 入札参加者を指名するための基準等

(1) 指名者の数

次項に示す評価値基準の評価値から、原則として上位8者を指名する。なお、予定管理技術者が、業務実績、業務成績、表彰の評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。

(2) 指名するための基準

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト	
		判断基準		
参加表明者（企業）の経験及び能力	資格要件	技術部門登録 (別記様式-2) 下記の順位で評価する。 ①当該業務に関する部門の登録（土木関係建設コンサルタント業務にあつては建設コンサルタント登録「河川、砂防及び海岸・海洋部門」又は「都市計画及び地方計画部門」又は「地質部門」又は「土質及び基礎部門」及び、沖縄県の令和5・6年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿の土木関係コンサル業種の「河川、砂防及び海岸・海洋」又は「都市計画及び地方計画」又は「地質」又は「土質及び基礎」登録有り。 ②上記に該当しない場合は指名しない。	① 3 ② 指名しない	
	専門技術能力	成果の確実性（業務実績） (別記様式-2) (別記様式-2の2) 過去10年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ①平成26年度以降に同種業務の実績がある。 ②平成26年度以降に類似業務の実績がある。 ③上記に該当しない場合は指名しない。 記載する業務は1件以内とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。 <u>2件以上提出した場合は、③の評価とする。</u>	① 3 ② 1 ③ 指名しない	
	管理技術能力	[迅速性]当該管内常駐技術者数 (別記様式-4) 下記の順位で評価する。 ①沖縄県内の常駐技術者1人以上 ②上記以外。	① 1 ② 0	
	情報収集力	地域貢献度・災害協定	(様式-9 (別記様式-5の4)) 公告日以前の過去10年間の災害協定等に基づく活動実績等について、下記の順位で評価する。 ①沖縄県市町村内での災害協定等に基づく活動実績あり。 ②沖縄県土木建築部出先機関管内での災害協定等に基づく活動実績あり。 ③活動実績無し。	① 1 ② 0.5 ③ 0
		地域貢献度・ボランティア	(別記様式-5の5) 下記の順位で評価する。 ①公共施設の管理に係るボランティア活動実績有り。 ②公共施設の管理に係るボランティア活動実績なし。	① 2 ② 0
経営能力	[履行保証]自己資本比率 (別記様式-5の1) 下記の順位で評価する。 ①自己資本比率が25%以上。 ②①③に該当しない。 ③自己資本比率が10%未満。	① 1 ② 0.5 ③ 0		

	[瑕疵担保能力]	(別記様式-5の2) 下記の順位で評価する。 ①保険金額5,000万円以上の賠償責任保険に加入。 ②①③に該当しない。 ③賠償責任保険に未加入。	① 2 ② 1 ③ 0
	[尊法性]	(別記様式-5の3) 下記の順位で評価する。 過去の法の遵守状況 ①過去3年以内に公正取引委員会からの排除勧告実績無し。 ②過去1年以内に公正取引委員会からの排除勧告実績無し。 ③上記以外。	① 2 ② 1 ③ 0
専門技術力	業務執行技術力	(別記様式-3) 国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部、並びに沖縄県及び他都道府県土木関係部局発注業務で、令和2年度から令和5年度までに完了した同種及び類似業務の評定点を下表で評価する。 ただし、申請件数は5件までとし、沖縄県土木建築部発注の業務の申請が1件も無い場合は、評価を1段階引き下げる。平均値が55点未満の場合は加点しない。 なお、過去4年間の100万円以上の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合には加点しない。	配点：30 ①100%(30) ② 90%(27) ③ 80%(24) ④ 70%(21) ⑤ 60%(18) ⑥ 50%(15) ⑦ 40%(12) ⑧ 30%(9) ⑨ 20%(6) ⑩ 10%(3)
	優良業務表彰	(別記様式-2) 令和4年度から令和5年度までの優良業務表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ①表彰実績有り。 ②表彰実績なし。	① 5 ② 0
予定管理技術者の経験及び技術能力	資格等	(別記様式-6) 技術者資格を下記の順位で評価する。 ①技術士(総合技術監理部門：(選択科目「建設-河川砂防及び海岸・海洋」、「建設-都市及び地方計画」、「建設-土質及び基礎」又は「応用理学-地質」) ②技術士(建設部門：「河川、砂防及び海岸・海洋」、「都市及び地方計画」、「土質及び基礎」又は応用理学部門：「地質」) ③RCCM(「河川、砂防及び海岸・海洋」、「都市計画及び地方計画」、「土質及び基礎」又は「地質」) ④上記に該当しない場合は指名しない。	① 5 ② 3 ③ 1 ④指名しない
	業務執行技術力(業務実績)	(別記様式-6)(別記様式-6の2)(別記様式-6の3) 過去10年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ①平成26年度以降から公告日までに完了した同種業務の実績がある。 ②平成26年度以降から公告日までに完了した類似業務の実績がある。 ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。また、職務上従事した立場は管理技術者又は担当技術者とする。 ③上記に該当しない場合は指名しない。	① 4 ② 2 ③指名しない

申請件数の平均点↓

80点以上	⑤	④	③	②	①
75点以上80点未満	⑥	⑤	④	③	②
70点以上75点未満	⑦	⑥	⑤	④	③
65点以上70点未満	⑧	⑦	⑥	⑤	④
60点以上65点未満	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤
55点以上60点未満	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥
申請件数→	1	2	3	4	5

		記載する業務は1件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。 <u>2件以上提出した場合は、③の評価とする。</u>																														
若手技術者		(別記様式-6) 下記の通り評価する。 ①40歳以下の管理技術者を配置(公告日を基準)。 ②上記に該当しない。	① 3 ② 0																													
地域精進度 情報収集力		(別記様式-6) 平成26年度以降から公告日までに完了した業務実績については下記の順位で評価する。なお、業務実績は、国・都道府県・政令指定都市その他の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。 ①沖縄県内における業務実績がある。 ②上記に該当しない。	① 3 ② 0																													
専門技術力・業務成績	業務執行技術力・業務成績	(別記様式-7) 国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部、並びに沖縄県及び他都道府県土木関係部局発注業務で、令和2年度から令和5年度までに完了した同種及び類似業務の評定点を下表で評価する。 ただし、申請件数は5件までとし、沖縄県土木建築部発注の業務の申請が1件も無い場合は、評価を1段階引き下げる。平均値が55点未満の場合は加点しない。 なお、過去4年間の100万円以上の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合には加点しない。	配点：30 ① 100% ② 90% ③ 80% ④ 70% ⑤ 60% ⑥ 50% ⑦ 40% ⑧ 30% ⑨ 20% ⑩ 10%																													
		申請件数の平均点↓ 80点以上 75点以上80点未満 70点以上75点未満 65点以上70点未満 60点以上65点未満 55点以上60点未満	<table border="1"> <tr><td>5</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td></tr> <tr><td>6</td><td>5</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td></tr> <tr><td>7</td><td>6</td><td>5</td><td>4</td><td>3</td></tr> <tr><td>8</td><td>7</td><td>6</td><td>5</td><td>4</td></tr> <tr><td>9</td><td>8</td><td>7</td><td>6</td><td>5</td></tr> <tr><td>10</td><td>9</td><td>8</td><td>7</td><td>6</td></tr> </table> 申請件数→ 1 2 3 4 5	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	7	6	5	4	3	8	7	6	5	4	9	8	7	6	5	10	9	8	7
5	4	3	2	1																												
6	5	4	3	2																												
7	6	5	4	3																												
8	7	6	5	4																												
9	8	7	6	5																												
10	9	8	7	6																												
優良業務表彰		(別記様式-6) 令和2年度から令和5年度までの優良業務表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ①表彰実績有り。 ②表彰実績なし。	① 2 ② 0																													
業務執行技術力・従事期間		(別記様式-6) 技術者資格で申請のあった部門に対して、下記の順位で評価する。 ①当該部門の従事期間が10年以上。 ②当該部門の従事期間が5年以上。	① 3 ② 1																													
手持ち業務の金額及び件数		(別記様式-6) 公告日時点において、下記の項目に該当する場合は選定しない(未契約のものを含む) ・手持ち業務の契約金額が5億円以上、又は手持ち業務の件数が10件以上。 ただし、契約金額が、1,000万円を超える業務で、管理技術者が低入札調査基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が2億円以上、又は手持ち業務の件数が5件以上とする。																														
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	(別記様式-6) 下記の項目に該当する場合は指名しない。 ①業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。 ②設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。 ③主たる部分が再委託予定となっている。																														
合計		満点の点数	100.0																													

注) 評定点の評価方法については、手引きを確認すること。

(3) 入札参加者の指名は、参加表明書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和6年5月31日(金)(予定)までに通知する。(電子入札対象の場合は電子入札システムにて通知する。ただし、書面により申請した場合は、書面にて通知する。)

3 技術提案書の特定に関する事項

(1) 技術力等の評価基準

本業務の技術力等に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。なお、予定管理技術者が、業務実績、業務成績、表彰の評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。

ア 予定技術者の経験及び能力

評価項目	評価の着目点		技術点		
		判断基準	管理技術者	担当※技術者	照査技術者
予定技術者の経験及び能力	資格要件等	(別記様式-6) 技術者資格を下記の順位で評価する。 ①技術士(総合技術監理部門: <u>(選択科目「建設-河川砂防及び海岸・海洋」</u> 、「建設-都市及び地方計画」)、「建設-土質及び基礎」又は「 <u>応用理学-地質</u> 」) ②技術士(建設部門: <u>「河川、砂防及び海岸・海洋」</u> 、「都市及び地方計画」)、「土質及び基礎」又は <u>応用理学部門:「地質」</u>) ③RC [®] CM(<u>「河川、砂防及び海岸・海洋」</u> 、「都市計画及び地方計画」)、「土質及び基礎」又は「 <u>地質</u> 」) ④上記に該当しない場合。	①3.0 ②2.0 ③1.0	①2.0 ②1.5 ③0.5 ④0.0	①1.0 ②0.5 ③0.2
	専門執行技術力	(別記様式-6の2)(別記様式-6の3) 過去10年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ①平成26年度以降に同種業務の実績がある。 ②平成26年度以降に類似業務の実績がある。 ③上記に該当しない場合。 記載する業務は1件以内とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。2件以上提出した場合は、③の評価とする。	①2.0 ②1.0	①1.0 ②0.5 ③0.0	①1.0 ②0.5
		(別記様式-6) 下記の順位で評価する。 ①当該部門の従事期間が10年以上。 ②当該部門の従事期間が5年以上。	①2.0 ②1.0	①2.0 ②1.0	①0.5 ②0.3
	若手技術者	(別記様式-6) 下記の通り評価する。 ①40歳以下の管理技術者を配置(公告日を基準)。 ②上記に該当しない。	①2.0 ②0.0	-	-
	CPD	(別記様式-7) CPD取得単位を評価する。 ①過去5年間の平均取得単位が年間50単位以上。 ②過去5年間の平均取得単位が年間25単位以上。	①2.0 ②1.0	①2.0 ②1.0	①1.0 ②0.5

地域 情報 収集 集中度	(別記様式-6) 平成26年度以降から公告日までに完了した業務実績については下記の順位で評価する。なお、業務実績は、国・都道府県・政令指定都市その他の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。 ①沖縄県内における業務実績がある。 ②上記に該当しない。	①2.0 ②0.0	①1.0 ②0.0	①0.5 ②0.0
専門 業務 執行 技術 力	(別記様式-7) 国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部、並びに沖縄県及び他都道府県土木関係部局発注業務で、令和2年度から令和5年度までに完了した同種及び類似業務の評定点を下表で評価する。 ただし、申請件数は5件までとし、沖縄県土木建築部発注の業務の申請が1件も無い場合は、評価を1段階引き下げる。平均値が55点未満の場合は加点しない。 なお、過去4年間の100万円以上の業務実績がないため、業務実績を評価できない場合には加点しない。	配点： 7	配点： 7	配点： 7
技術 力 ・ 業 務 成 績	申請件数の平均点↓ 80点以上 75点以上80点未満 70点以上75点未満 65点以上70点未満 60点以上65点未満 55点以上60点未満 申請件数→ 1 2 3 4 5	①100% ②90% ③80% ④70% ⑤60% ⑥50% ⑦40% ⑧30% ⑨20% ⑩10%	①100% ②90% ③80% ④70% ⑤60% ⑥50% ⑦40% ⑧30% ⑨20% ⑩10%	①100% ②90% ③80% ④70% ⑤60% ⑥50% ⑦40% ⑧30% ⑨20% ⑩10%
優 良 業 務 表 彰	(別記様式-6) 令和2年度から令和5年度までの優良業務表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ①表彰実績有り。 ②表彰実績なし。	①1.0 ②0.0	①2.0 ②0.0	①1.0 ②0.0
小計	満点の点数	21	17	12
		50		

注) 担当技術者については、主たる業務を担当する者1名を評価する。

注) 評定点の評価方法については、手引きを確認すること。

イ 実施方針

評価項目	評価の着目点		技術点	
	業務理解度	判断基準	書面	ヒアリング
実施方針・ 実施フロー・ 工程表その他 (別記様式 -12)		業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	1 0
	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。		1 0	
	実施手順	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	1 0	
		業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	1 0	
その他	地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。	1 0		
小計			5 0	

4 入札説明書に対する質問及び回答

参加表明書等を提出しようとする者又は入札参加の指名を受けた者は、参加表明書又は技術提案書について、書面により質問をすることができる。ただし、提出資格が無いと判断する者からの質問は受け付けない。

(1) 問い合わせ先

ア 契約手続に関すること。

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県 土木建築部 建築指導課 開発審査班
電話番号 098-866-2413

イ 上記(1)以外に関すること。

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県 土木建築部 建築指導課 開発審査班
電話番号 098-866-2413

(2) 提出期間、提出方法、及び場所

ア 期 間 令和6年6月18日（火）から令和6年6月24日（月）まで

イ 受付時間 休日を除く、午前9時から午前12時、午後1時から午後5時

ウ 場 所 上記(1)イによる。

エ 提出方法 書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。

(3) 回答の方法

ア 期 間 令和6年6月26日（水）から令和6年7月25日（木）まで

イ 場 所 インターネットにより閲覧する。

【沖縄県建築指導課】<https://www.pref.okinawa.jp/kensei/kencho/1000011/1017742/1024272.html>

【入札情報システム】<https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>

5 履行確実性の審査・評価の実施

低入札業務では、業務成績が低くなる傾向があり、技術提案された内容が適正に履行されないおそれがあることから、技術提案内容の履行の確実性について、厳格に評価する必要があることから、総合評価落札方式にて発注される業務について、品質を確保するための調査基準価格（以降「調査基準価格」という。）を設定し、「履行確実性」の評価を加えて技術評価点を算出する。

なお、審査、評価については、「【別紙】履行確実性の審査・評価のための追加資料等」によるものとする。

6 低入札価格調査制度要領に基づく調査の実施

落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内でかつ失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、価格その他の条件が沖縄県にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とするることができる。なお、落札者となるべき者の入札価格が低入札調査基準価格を下回る場合は、低入札調査要領により調査を行うものとする。

(1) 低入札基準価格

土木関係の建設コンサルタント業務

低入札調査基準価格＝予定価格算出の基礎となった（直接人件費＋直接経費＋その他原価の額×90%
＋一般管理費の額×50%）

ただし、地質調査業務以外に係る契約については、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

7 入札調査基準価格を下回った価格をもってする契約について

調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の(1)から(3)について実施するものとする。

(1) 配置予定技術者の制限又は品質証明等

配置予定技術者の制限又は品質証明等について、次のアからウを実施するものとし、いずれを実施するか低入札価格調査の際に報告するものとする。

なお、アを実施する場合は、本業務に配置する技術者として測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に登録すること。

ア 本業務の配置予定管理技術者と同等以上の評価値を得る者を担当技術者として配置すること。

イ 受注者が行う当該業務の照査に加え、第3者による照査を受注者の負担において実施すること。

照査を実施する第3者については以下の要件を満足する者で発注者の承認を得た者とする。

(ア) 公告文2(1)の要件を満たすこと。

(イ) 受注者と資本面・人事面で関係がない者で、かつ過去5年間に受注者と請負関係のない者（元請・下請、照査受注も含む）であること。

(ウ) 第3者による照査を実施する技術者は、特記仕様書に示す照査技術者の資格要件を満たすものであること。

なお、第3者による照査にかかる再委託については、土木設計業務等委託契約書第7条に定める主たる部分に該当しないものとする。

また、成果物にかしがあった場合において、土木設計業務等委託契約書第40条に定める修補の請求及び損害の賠償については、発注者は受注者に対して行うものであり、第3者による照査を実施した者が責任を負うものではない。

ウ 当該業務の不備により、発注者に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した「代表者の品質証明書」を提出する。

なお、代表者とは本業務の契約書に記載される受注者の代表者とする。また、損害補填の期間は、本業務に関わる工事の完成までとする。

(2) 再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の3分の1以内とすることとし、低入札価格調査の際に確認するものとする。

(3) 打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに管理技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査員による履行確認を行うものとする。